# 時事新報

第千二百九號
明治十九年二月廿六日　金曜日
舊丙戌正月廿三日（丁己）
日出午前六時三十六分　日入午後五時五十一分
月出午前零時四十九分　月入午前十一時二十八分
滿潮午前十時五十六分　午後十一時二十一分
（西暦一千八百八十六年）



時事新報定價

一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓四十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便稅一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ掲タル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ直接無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接賣送スルモノハ此限ニアラズ）

東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豊橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　粕壁　杉戸　幸手　久喜　關宿　千葉　登戸
寒川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋

其他同府縣下各郵便局ニテ前金ノ御拂込アレハ郵送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

| 一行廿四字詰 | 一日限 | 二日以上六日迄 | 七日以上十五日迄 | 十六日以上卅日迄 | 卅一日以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自一行至十行 | 十錢 | 八錢 | 七錢二厘 | 六錢八厘 | 六錢四厘 |
| 自十一行至三十行 | 九錢 | 七錢 | 六錢三厘 | 五錢九厘五 | 五錢六厘 |
| 自卅一行至五十行 | 八錢 | 六錢五厘 | 五錢八厘五 | 五錢五厘 | 五錢二厘 |
| 五十行以上 | 七錢 | 六錢 | 五錢四厘 | 五錢一厘 | 四錢八厘 |


## 時事新報

### 正理は腕力に敵す可らず

客歳英國は緬甸を亡ぼすや亡國前後、事の始末と報道するものは皆な英國人の手に成る新聞紙にして唯其報道のみを聞けば緬甸國君臣の迷妄失計、國の滅亡を招くも固より其所ありと想はしむる程なりしが我輩は漫に英國人の片言を信せず緬甸は固より野蠻あり不文なり我輩敢て之と庇護するの念あしと雖ども不文野蠻中亦自から義理正道と重んずるは人間社會の約束に於て爭ふ可らざるの數なれば事の實際と糺したらんには英人の處置も聞くが如くの穩當ならず緬甸君臣の擧動も聞くが如くに狂暴あらざりしを發見するとある可しと思て我輩は一片の弔詞と先頃の時事新報に掲載せしが去年十月廿四日佛國ヴォルテヤ新聞の記者が英緬の葛藤あるに佛國在留緬甸公使ダン ギイウン ドウ クミン氏に面會し緬甸公使館一等書記官たる佛人フロンダン氏の通辯と請ふて一場の談話ありし其筆記とル タン新聞に掲載せしものと見るに我輩の臆測漫然たらざるが如し因て今其要領に譯するとも顧みて左に其一節と抄譯す

緬甸公使曰く英國は前年既に我國土の一半を蠶食し尚餘の一半と併呑せんとするの禍心と包藏する喉々火と視るよりも明なり彼其本望を達するに名なきと苦んで種々の口實を設け我國と不和を生ぜんとす其語譯實に惡む可きにあらずや

又曰く英國は佛國が居と東京に占先たるを見て自家自ら支那と交通するに最便の通路と渇望すると益々急と加へベンガル灣と雲南の境とを連絡するの大事業と構するイラワーヂ河の上流を手に入れたらんと欲して止まざるものなり

又曰く英國は曩に我國が鐵道建設の事業を佛國人に[illegible]せんとするの色あると見て大に嫉妬の念と生じ[illegible]を加へたりし又近に一事件と生じたり英人が經營する[illegible]緬甸[illegible]商會に於て我政府[illegible]（英語にて[illegible]）[illegible]てオックと云ひ其材に用ふ又一名を印度柏と[illegible]條約の制限を超て濫に伐木と爲さゞれば其罪赦し難く我政府は直に商會の代理人と執へ律に照して盜伐に係る木材の價直に對して二倍の科料に處したり但し我國法に於て人の財貨と盜む者は其價直に倍するの科料を課するの制規なればなり然るに英國政府は此處分を以て不當と爲し印度太守の裁判に據らしめんとすと雖ども我政府は自國内の犯罪と英政府の裁判に附するの謂れなきと唱へ固く執て之を肯せざるより双方の議論喧しく遂に一大葛藤を惹起したり是に於て英國政府は三箇の要求と提出して我政府の決答を求めたり

第一本要求書と提出せる英國の使節を優待する事

第二森林伐採の件と印度太守の裁決に任ずる事

第三首府マンダレー在留の英國領事に一百人の印度兵を附して其護衛と爲す事

此三箇條の要求に應ぜざれば英國は直に開戰と布告し軍兵と差向け緬甸全國を擧げてヴヰクトリヤ女皇の版圖に加ふべしとの申條なれども我國王陛下は英國の要求に應ずる能はざるを斷然之と拒絶しより我國王陛下若し英國領事に向つて緬甸政府の制御し得ざる外兵を率ゆるを許さんか佛蘭西、日耳曼、伊太利の各國も亦均しく英國の爲に倣ひ本國兵とマンダレー府に送りて各其領事館を警護せんとするは鏡に懸けて視るが如し是れもオペラ、ブウフ（巴里の劇場）の演劇ならんには甚だ面白かる可しと雖ども誠勇獨立の氣に富る五百萬の人民を以て組織する我緬甸國の京城に於て諸外國の兵士が傍若無人の振舞を爲さん時に各領事相警らずマンダレーの街頭互に爭鬪を試むるが如き活劇を演するに至らば我々主人たる者の迷惑は果して如何ぞや然らば我々は如何して可なるや僅々數月の間は英國に抗するの心算なきに非ずと雖ども迚も久しきに耐ゆる能はず此間唯頼む所は佛國の助援を仰ぐの一事のみあり佛國は我國の貿易上に其關係甚だ輕からざるが故に他國として豺狼の慾を逞うせし先手を袖にして之と傍觀するものにはあらざるべしと信じたり何となれば東京富まざるに非ずと雖ども其人民各自に就て見れば赤貧洗ふが如く甕中一スウ錢と餘さず緬甸は則ち之れに反し全体の富實東京に倍するのみならず一個人民の錢囊亦頗る暖かにして其外國品と購買するの力あるは東京と同日の論に非ざればなり或は此點に於て前述の如くあらざるも佛國は其關係重大なる印度支那に隣する一大邦國の將に他人の手に落ちんとするを見て恬然として之と顧みざるが如きことはなかる可しと信じたり我國王は進退維れ谷の窮迫に際し書を以て小官の意見と問はれたれば乃ち之と當國外務卿フレシネー氏に謀りて始めて佛政府が曾て我と助援せるの意あることを解得して我が萬願失望一方ならず詮方なくも我國王に向て成る可き丈け英國の意に從ふ可き旨と電報に由て奉答したり云々

書記官フロンダン氏は公使の言に繼で其の意見を述べて曰く佛國政府の放任政略右の如し我々實に其底止する所と知らず公使が右の如き賴母しからざる回答を緬甸國王に呈せざるを得ざるに至りし心中の感慨如何ぞや佛國人たる我々に於ても本國の爲に大に悲しむ所あり何となれば佛人は千八百八十四年五月佛緬通商條約を締結し爾來緬甸の商利を進捗し將に大に得る所あらんとする時機に達したればなり佛國の新聞紙は何故緬甸の事を論せざりしや若し彼の新聞紙が外國の事項に注意すると内國の事と論するに熱心あるが如くありしならんには今日の悲境を見ざりしとならん眼を轉じて英國の新聞紙を見よばタイムスと云ひデーリー ニュースと云ひスタンダードと云ひ異口同音英政府に向て兵と緬甸に送て速に之を併呑す可しと勸告せざるの日あるとなし嗚呼腕力能く正理と壓するの確言を服膺するもれは世間豈に獨相ビスマルクのみならんや云々

右の一話は緬甸國王英國の要求に應ぜず英軍將にマンダレー府に事あらんとするの際、佛國在留緬甸公使が其感慨を述べたるものにして其所言に據れば緬甸國の君臣決して狂暴無狀なるに非ず談話中英國の禍心と包藏して豺狼の慾と逞うせんとするの陰險を指摘せるに至ては辭氣凛然動かす可らざるが如し蓋し公使は緬甸國慷慨の一士人ならんと雖ども五百萬の人民中公使と感慨と同うする者は一二を以て數ふ可らざるとならん公使の言は佛國新聞記者の手を假りて幸に世に傳はりたりと雖ども其他萬斛の精冤は愈々深くして愈々埋沒するを免れず國亡びて人の弔ふなく志士滿腔の熱憤は之を洩すに處なし其無慘の狀或は之を國の縊死と稱するも可ならん今の東洋に國するものは緬甸亡國の跡に鑑みて大に寒心する所なかる可らざるなり

## 官報

○達第十三號　北海道廳　府縣　東京府ヲ除ク

明治十四年（十二月）太政官第百十一號達ヘ左ノ但書ヲ追加ス

明治十九年二月二十四日　奉勅　内閣總理大臣伯爵伊藤博文

但巡査奉職滿九年以上十二年以下ハ月給十二圓滿十二年以上ハ月給十五圓ヲ給スルコトヲ得

○達甲第六號　廳　府　縣

明治十五年（六月）番外達府縣聯合衛生會規則及十六年（三月）番外達警察聯合會規則ヲ廢ス

明治十九年二月二十五日　内務大臣伯爵山縣有朋

○東京府布達甲第二十二號　伊豆七島　小笠原島ヲ除ク

藥種商營業規則左ノ通リ相定メ本年四月一日ヨリ施行ス

但從前東京府廳ヨリ付與シタル藥舖假免狀ハ本年三月十五日ヲ限リ返納シ此規則ニ依リ藥種商鑑札ヲ受クヘシ

右布達ス

明治十九年二月二十五日　警視總監　三島通庸　東京府知事　渡邊洪基

藥種商營業規則

第一條　藥種商ハ單ニ藥品ヲ販賣スル者ニシテ調劑スルヲ許サス○第二條　藥種商ハ内務省試驗所製藥者又ハ内務省免許藥舖ノ封緘アル者ニ非サレハ毒藥劇藥ヲ販賣スルヲ許サス○第三條　藥種商ノ業ヲ營マントスル者ハ東京府廳ヘ願出免許鑑札ヲ受クヘシ但幼年者又ハ婦女ニハ免許セス○第四條　藥種商ノ業ヲ相續スル者幼年者又ハ婦女ナル時ハ後見人ヲ定メ願出ヘシ○第五條　藥種商ノ鑑札ヲ受ケタルモノハ其店頭ニ東京府發許藥種商ノ八字及
○第六條　氏名ヲ
其事由ヲ具シ更ニ
居又ハ鑑札ヲ遺失
居ノ者ハ東京府廳
ル願届ハ區戸長ノ
第九條　第一條第
ハ標札ヲ掲ケスシ
ヲル丶ノ外其情狀
アルヘシ

○學校所屬替　文
學校附屬高等女學
園内東四軒寺に移

○人民通行船舶出
益々減縮に付名東
は全く終熄と認め
等の禁を解けり（

## 雜報

○京都府臨時會
び區部部會と開き
の諸氏が當選した
議長　田中源太
區部會議長　西
同常置委員　濱
橋元柔、堀億三郎
郡部會議長　田
同常置委員　田
元之助、石田新

○國會議事堂建築
つき内幸町一町目
れたる由前號の紙
幸町二町目五番地
るよしあれども其
正誤考へゝもの
號）へ新に設くる
手中なりといへん

○米穀委托商社
「石崎政藏、森島修
郎の諸氏が發起に
にして汎く米穀商
とし純然たる委托
を日本橋區兜町四
宜に因りては各取
る都合なりと米穀
もありたるが同社
あすとのことなる
るべしといへり

○佛國々事犯罪人
命と以て大抵の國
人々は未だ之に
ーシュフォル氏は
を代議院に提出
付政府にても願
令總ての國事犯人
中重國の先皇が
したる波蘭人ベ
と云ひ又首相フ
するも元老院に
を安んじ居れり

○大日本私立衛生
なる厚生館にて